

議案第 80 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更することについて桐生市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 31 年桐生市条例第 9 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める

令和 3 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年12月
桐 生 市

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	桐生市における農業生産、農業構造等	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方	1
3	育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策	1
4	地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え	2
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	3
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	3
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項	4
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	4
第4	経営基盤強化促進事業に関する事項	4
1	利用権設定等促進事業に関する事項	5
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	9
3	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	11
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	11
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	11
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	12
第5	その他	13
附則		13
別紙1	(第2関係)	14
別紙2	(第2の2関係)	22
別紙3	(第4の1(1)⑥関係)	25
別紙4	(第4の1(2)関係)	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 桐生市における農業生産、農業構造等

桐生市は、群馬県の東部に位置し、東は栃木県足利市に接し地域の中心部に渡良瀬川が流れている。地形は、足尾山地や赤城山の山麓から渡良瀬川流域の平坦地まで変化に富んでいる。内陸性の気候で、気温の変化が大きく、冬季に赤城おろしの北風強く寒冷な時期もあるが、降雪はまれで、降水量も比較的少なく晴天が多い温暖な地域である。

耕地は、標高80mから750mの間の市街地近接の平坦地から山間部にまで及びそれぞれの立地条件に合わせ畜産や野菜、稲作、果樹等の農業が営まれている。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方

桐生市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定めて、市農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けての農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地利用集積の推進、経営の合理化、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的には、市内及び周辺地域において営まれている優れた農業経営等を踏まえ次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ市内及び周辺地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が市内の農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、目標設定に関しては、令和12年とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね380万円 (個別経営体当たり おおむね 600万円)

さらに、人と農地の問題を解決するため、各地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

3 育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

これらの目標を達成するため、地域の話合いを基本に次のように育成・確保を図る。

(1) 土地利用型農業の担い手

地域の実情に応じて、利用権設定事業や農地保有合理化促進事業等の「農業経営基盤強化促進事業」を積極的に活用することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、規模拡大を推進する。併せて、農用地利用改善団体の土地利用調整活動等による農地の連担化を図り、生産性

の向上や経営の改善を促進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。

(2) 土地集約型農業の担い手

産地の形成とコストの低減、高収益作物の導入、ブランド化を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

(3) その他の担い手

① 新たに就農しようとする意欲ある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ育成・支援するシステムを整備する。

② 農業生産において女性が重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の協同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

③ 農業を振興すべき地域にあつては、農業以外の土地需要との秩序ある調整を図りつつ、優良農用地の確保と良好な生産環境の維持に努めるほか、生産性の高い農業の実現を図るため、土地基盤整備引き続き総合的に推進する。

④ 中山間地域等にあつては、耕作放棄地等の活用を進め、生産基盤と併せ生活環境の整備を促進することにより、農村の活性化に努めるものとする。

なお、このような目標等に則し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、低利融資等の農業金融対策の効果的な推進を図るとともに、経営の改善と持続性を図る観点から、女性農業者等多様な農業従事者意欲と能力を十分発揮できる家族経営協定等の推進や必要に応じ経営の法人化を誘導する。

4 地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え

本市農業の健全な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と、小規模農家、生きがい農家や土地持ち非農家とが相互に利益を享受できることが重要であることから、地域内の話し合いの下に、農地、労働力、機械・施設などの農業基盤を地域として有効に活用する仕組（地域営農システム）作りを進めることにより、地域資源の維持管理等についての役割分担を明確にし、農地利用の円滑な集積、作付け地の団地化・作業の受委託の推進と地域のコミュニティの形成を促進する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を補完する受委託組織等

市、農協等が参画した第3セクターや他産業から参画したサービス事業者等の農作業受委託組織については、効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして育成を図る。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制が整ったものについては、法人化を誘導する。

(3) 他産業からの参入

地域活性化と農地を農地として有効利用を図る観点から、農地所有適格法人以外の法人の農業参入を支援し、地域の担い手として育成を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

桐生市の令和2年の新規就農者は3人（雇用就農含む）で、過去5年間の平均を見ても年9人と少ないため将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、桐生市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人の増加を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

桐生市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1750~2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得230万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については桐生地区農業指導センターや新田みどり農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

別紙1

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

別紙2

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40.0%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

桐生市の平坦部においては、施設野菜、露地野菜、畜産等土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では圃場が傾斜地に多く、点在しているため農地利用条件が悪く、土地基盤整備は、一部地域を除き遅れており、露地野菜、水稻等の比較的小規模での農業経営となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでくることが予想され、このままでは担い手は受けきれない農地が出てくることが考えられる。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、桐生市農業再生協議会等支援組織と連携を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構等を主な施策として、農業経営基盤強化の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、桐生市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産活動の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤ その他農業経営基盤の強化促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についても啓蒙に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者の農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化幹旋譲受け等候補者名簿に登録されている場合であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えている時は、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

（2）利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画に提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要であると認める時は、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申し出

- ① 市農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整った時は、桐生市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認める時は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申

し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整った時は、市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権、又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)のその方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了3か月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積の案を作成した時は、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めた時又は(5)の①に規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めた時は、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を桐生市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をした時は、その公告に係る農用地利用集積計画の定める所によって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は、使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 市が③に規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他の構成員の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行例（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする者であること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定を行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団

法人群馬県農業公社)等の指導、助言を求めてきた時は、桐生市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体に農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組む事とし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農村環境整備事業等により、農業集落排水整備等を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい計画の育成を図ることとする。

ウ 市は、農地中間管理事業を活用し、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化する。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、桐生市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって農業指導センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して農業者に関する情報を共有し、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、経営指導を含めた支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、就農地区の農業委員や農業経営士等との交流を図るほか、桐生・みどり地区新規就農者交流会への参加を促しサポートしていく。また、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農相談や、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等については農業指導センター、群馬県農林大学校、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成 7 年 2 月 28 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 12 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 13 年 9 月 3 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 18 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。

附則

この基本構想は、令和 3 年 12 月 日から施行する

農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 水稻 + 小麦 + 施設野菜 (ナス、ホウレンソウ) + 露地野菜 (ブロッコリー)	作付面積 水稻 200a 小麦 400a 半促成ナス 20a 雨よけホウレンソウ 20a (20a× 2.5 作) ブロッコリー 50a 経営面積 4.7ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(35ps) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (5条3戸共同) ・施肥播種機 (8条3戸共同) ・穀物乾燥機 (50石3戸共同) ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・ナスは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る ・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホウレンソウは半促成ナスの後作で2.5回作付	・雇用労働力の安定的確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・良質堆肥と有機質堆肥を肥料とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
2 露地野菜 (ナス、ブロッコリー、ホウレンソウ) + 水稻 + 養蚕	作付面積 ナス 20a ブロッコリー 130a ホウレンソウ 40a 水稻 50a 養蚕 10箱 <経営面積> 2.9ha (うち桑園 50a)	<資本本整備> (中型機械化体系) ・トラクター(35PS) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石3戸共同) ・播種機 ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・飼育室 ・自動収繭毛羽取機 ・暖房機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ナスは接ぎ木購入苗利用 ・ナスはV字仕立てにより収量と品質の向上を図る。	・雇用労働力の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		・ブロッコローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減		
3 露地野菜 (キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、ネギ) + 水稲	作付面積 夏秋キュウリ 20a ダイコン 30a ホウレンソウ 50a ネギ 40a 水稲 50a 経営面積 1.7ha	<資本本整備> (小型機械化体型) ・トラクター(25PS) ・田植機 (4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石 3戸共同) ・播種機 ・簡易ネギ移植機 ・ネギ皮むき機 ・ダイコン洗浄機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(1t、軽) <その他> ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ブロッコローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減	・雇用労働力の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節 ・良質堆肥の投入と有機質堆肥を主体とした施肥により生産安定を図る。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
4 施設野菜 (トマト、キュウリ)	作付面積 促成トマト 25a 抑制キュウリ 25a 経営面積 0.25ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・トマト、キュウリは購入苗利用による育苗の省力化と選果機利用による省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・地域有機物資源活用による土作り	・施設トマト、キュウリは高品質生産を行い、ブランド品として有利販売の実現させる ・ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
5 施設野菜 (キュウリ)	作付面積 促成キュウリ 25a 抑制キュウリ 25a 経営面積 0.25ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化	・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コスト	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		・地域有機物資源活用による土作り	トの低減を図る	
6 施設野菜 (キュウリ) + 露地野菜(キュウリ)	作付面積 促成キュウリ 20a 抑制キュウリ 20a 夏秋キュウリ 10a 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21,ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,000 m ²) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストにもとづく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
7 施設野菜 (キュウリ、ホウレンソウ)	作付面積 促成キュウリ 25a 雨よけホウレンソウ 25a (25a×2作) 経営面積 0.25ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21,ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500 m ²) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り ・ホウレンソウは半促成ナスの後作で2回作付	・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
8 施設野菜 (ナス、ホウレンソウ)	作付面積 半促成ナス 30a 雨よけホウレンソウ 30a (30a×2.5作) 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機 ・パイプハウス(3,000 m ²) ・トラック(1t、軽) <その他> ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉機利用による受粉作業の省力化を図る ・ナスは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る ・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥によりブランド品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 連棟ハウス、暖房機の導入による換気労働力の軽減 基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		・ホレソウは半促成ナスの後作で 2.5回作付		
9 果樹 (ブドウ 専作)	作付面積 ブドウ 75a 経営面積 0.75ha	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・スピードスプレヤー(500L) ・直売施設 ・ブドウ棚 ・雨よけハウス ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・高級化・多様なニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 2人 ジベリン処理に対する雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
10 施設花き (バラ 専作)	作付面積 バラ(周年) 35a 経営面積 0.35ha	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウス(3,500㎡) ・ハウス内カーテン(3,500㎡) ・養液栽培装置一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・自動防除機 ・動力噴霧機 ・環境制御装置一式 ・冷蔵庫(2坪) ・出荷調製場 ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理の徹底 ・温度管理による周年出荷 ・複合環境制御システムの導入 ・湿式低温輸送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・パート雇用の安定確保 ・市場動向を踏まえた品種選定 ・共同販売による高品質バラの安定出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による販売データ及び経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 3人 雇用労働力 2人 収穫荷造り作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結
11 施設花き (シクラメン、アジサイ)	作付面積 シクラメン 20a アジサイ 40a (施設 20a) (露地 20a) 経営面積 0.4ha	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウス(2,000㎡) ・ハウス内カーテン(2,000㎡) ・栽培ベンチ(2,000㎡) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・土壌消毒機 ・ホイルローター ・フォークリフト(1.5t) ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○共通 ・ギフト向け大鉢規格と量販向け中小鉢規格の生産 ・底面給水や点滴チューブ給水技術等の導入による省力化 ・複合環境制御システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・ギフト用として共同出荷による契約販売 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 2人 雇用労働力 1人 鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		<p>○シラメン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル苗導入による育苗省力化 ・栄養診断による施肥体系 <p>○アジサイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挿木増殖と露地での育苗 ・冬季加温による促成早期出荷 		
1 2 シイタケ	<p>経営規模</p> <p>シイタケ(年植菌) 27,000 本 (稼働ホダ場 54,000 本)</p> <p>経営面積 0.4ha (ホダ場)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3 駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定的確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販売路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握と越すと節減 ・出荷データの分析と販売管理 	<p>家族労働力 3 人 雇用労働力 2 人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
1 3 シイタケ + 露地野菜(ナス、ホウレンソウ) + 水稲	<p>経営規模</p> <p>シイタケ(年植菌) 15,000 本 (稼働ホダ場 30,000 本)</p> <p>作付面積 ナス 15a ホウレンソウ 15a 水稲 50a</p> <p>経営面積 0.65ha (うち 0.3ha はホダ場)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3 駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・トラクター(21ps) ・田植機(4 条 3 戸共同) ・自脱型コンバイン(3 条戸共同) ・穀物乾燥機(20 石 3 戸共同) ・播種機 ・土壌消毒機 ・マルチ張り機 ・動力噴霧機 ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・ナスは接ぎ木購入苗利用 ・ナスは V 字仕立てにより収量と品質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販売路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・出荷データの分析と販売管理 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る。 	<p>家族労働力 3 人 雇用労働力 1 人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
14 養豚専作 (養豚一貫)	飼養頭数 種雌豚 90頭 種雄豚 7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスクレパー ・バキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩・乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数 9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・出荷時体重 114kg ・枝肉重量 75.2kg ・年間1母豚当たり出荷頭数 20.2頭 ・上物率 60%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理 	<p>家族労働力 2人</p> <p>休日制の導入</p> <p>給料制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
15 酪農専作 (つなぎ飼いや飼養)	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 45頭 育成牛 19頭</p> <p>(経産牛1頭当たり乳量 8,200kg)</p> <p>飼料作物</p> <p>作付実面積 9ha (飼料自給率 TDN 35%以上)</p>	<p><資本装備></p> <p>つなぎ飼いや・ハイラインミルク方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎・付属施設 ・ミルク(4エット) ・バルククーラー (1,500リットル) ・トラクター(105、77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) ・堆肥化施設 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 	<p>家族労働力 3人</p> <p>ヘルパーの活用による休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		能力確保 ・育成牛の牧場委託育成		
16 酪農専作 (放し飼い飼養)	飼養頭数 経産牛 70頭 育成牛 35頭 (経産牛1頭当たり乳量9,000kg) 飼料作物 作付実面積 9ha (飼料自給率TDN35%以上)	<資本装備> フリーストール・ミルクシヤパーラー方式 ・牛舎・付属施設 ・ミルクシヤパーラー (6頭×2) ・バルククーラー (2,500ℓ) ・トラクター (100、85ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式 (共有) ・飼料作収穫作業機械一式 (共有) ・堆肥発酵施設 <その他> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への大区画飼料畑の集積造成 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入 (3戸共同) ・コントラクターの利用 ・家畜糞尿の堆肥化と堆肥の利用促進 ・混合飼料 (TMR) 給与方式 ・計画的肉畜生産 (F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力 2人 ヘルパーの活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
17 肉牛専作 (肉専用種肥育)	飼養頭数 肥育牛 160頭 (黒毛和種)	<資本装備> 群飼育・自動給餌体系 ・個別別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック (2t) <その他> ・素牛は過肥のものを避ける肥育前期までは消化の良い粗飼料を TDN20%以上給与する。 ・素牛導入月齢 8 か月齢 ・出荷月齢 28 か月齢・出荷体重 720kg ・枝肉重量 454kg ・DG 0.75kg	・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
18 肉牛専作 (肉用交雑牛 肥育)	飼養頭数 肥育牛 260頭 (交雑種)	<p><資本装備> 群飼育・自動給餌体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体別管理哺育舎 ・ 群飼育舎 ・ 自動給餌機 ・ ショベルローダー ・ 大型扇風機 ・ 飼料貯蔵庫 ・ 堆肥舎 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スモールで導入、育成後肥育の経営 ・ 飼養管理方法は踏み込み式(カクズ等)での牛房群飼方式とする ・ 素牛導入月齢 1.5 か月齢 ・ 出荷月齢 25 か月齢 ・ 出荷体重 746kg ・ 枝肉重量 455kg ・ DG 0.95kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労働力の確保 ・ 複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・ パソコンによる飼料給与設計 ・ 出荷データ管理 ・ 市況情報管理 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>
19 養鶏 + 稲作	飼養頭数 採卵鶏 22,000羽 育雛 4,000羽 作付面積 水稻 100a 経営面積 1.0ha	<p><資本装備> 自動給餌、自動集卵体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成鶏舎 ・ 育成舎 ・ 育雛舎 ・ 自動給餌機 ・ 自動収卵機 ・ トラクター(21ps) ・ 田植機 (4条 3戸共同) ・ 自脱型コンバイン (4条 3戸共同) ・ 大型扇風機 ・ 乾燥機(24石 3戸共同) ・ 動力噴霧機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産卵重年 1羽当たり 19kg ・ 産卵率 83%以上 ・ ホールインホールアウト方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労働力の安定的確保 ・ 複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・ パソコンによる鶏群管理 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
1 露地野菜 (ナス・ブロッコリー・ホウレンソウ)	作付面積 ナス 15 ブロッコリー 30 ホウレンソウ 20 経営面積 50 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	家族労働力 2人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		農作業場	100㎡		
		育苗ハウス	150㎡		
		トラクター	21ps		
		管理機	7ps		
		播種機	1条		
		動力噴霧機	30L/分		
		ロータリー	1.5m		
		軽トラック			
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高収量・高品質生産とする ・ブロッコリーは、早生から晩生まで数品種を組み合わせ、収穫期間の延長と労力の配分を図る ・ホウレンソウは、は種時期をずらし、10～5月にかけて長期出荷する 		
2 施設野菜 (トマト・キュウリ)	作付面積 促成トマト 25 抑制キュウリ 25 経営面積 25 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる定数詰め出荷 	家族労働力 2人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		農作業場	100㎡		
		鉄骨ハウス	2,500㎡		
		灌水施設			
		灌水井戸	1基		
		燃料タンク	2KL		
		トラクター	21ps		
		管理機	7ps		
		動力噴霧機	30L/分		
		ロータリー	1.5m		
保冷库	2坪				
軽トラック					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・トマトは、受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・キュウリは、購入苗利用による育苗の省力化 				

営農類型		経営規模 (a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様		
3	施設野菜 (ナス・ホウレンソウ)	作付面積 ナス 20 ホウレンソウ 20 経営面積 25 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 	家族労働力 2 人(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結		
			農作業場	100 m ²				
			ハイハウス	2,000 m ²				
			貯油タンク,防油堤	1.8KL				
			トラクター	21ps				
			暖房機	400 坪用				
			動力噴霧機	30L/分				
			管理機	7ps				
			土壌消毒機	2 条				
			ロータリー	1.5m				
			播種機	1 条				
			保冷庫	2 坪				
			マルチャー	高畦				
			軽トラック					
			その他				<ul style="list-style-type: none"> ・ナスは購入苗、受粉ハ、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る ・ホウレンソウは、は種時期をずらし、長期出荷する 	
4	施設野菜 (ホウレンソウ専作)	作付面積 ホウレンソウ 30 経営面積 30 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 	家族労働力 2 人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結		
			農作業場	100 m ²				
			ハイハウス	3,000 m ²				
			トラクター	21ps				
			管理機	7ps				
			播種機	1 条				
			動力噴霧機	30L/分				
			ロータリー	1.5m				
			保冷庫	2 坪				
			トラック	1t				
			その他				<ul style="list-style-type: none"> ・雨よけハイハウスを利用した年間 5 回転の周年栽培 ・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る 	

営農類型	経営規模 (a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
5 施設野菜 (キュウリ専作)	作付面積 促成キュウリ 20 抑制キュウリ 20 経営面積 20 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる数詰め出荷 	家族労働力 2 人雇用労働力 (出荷調整等) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		作業舎	100 m ²		
		温室	2,000 m ²		
		かん水施設			
		かん水井戸	1 基		
		燃料タンク	2KL		
		トラクター	36ps		
		歩行型トラクター	8ps		
		動力噴霧機			
		土壌消毒器	2 条		
		温風暖房機	400 坪用		
		トラック	1t		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土づくり 		
6 花き (シクラメン・鉢アジサイ)	作付面積 シクラメン 10 鉢アジサイ 20 (施設 10) (露地 10) 経営面積 20 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・直売による販路確保 	家族労働力 2 人雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		農作業場	100 m ²		
		鉄骨ハウス	1,000 m ²		
		ハウス内カーテン	1,000 m ²		
		貯油タンク・防油堤	1.8KL		
		井戸			
		栽培ベンチ (固定)	1,000 m ²		
		暖房機	10 万 Kcal		
		液肥混入器			
		動力噴霧機	30L/分		
		ホイルローター	バケツ 0.2 m ³		
		フォークリフト	1.5t		
		軽トラック			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは、複合環境制御システムを装備 				
7 果樹 (ブドウ)	作付面積 ブドウ 50 経営面積 50 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る 	家族労働力 2 人雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		ブドウ樹			
		作業所兼直売所	200 m ²		
		格納庫	50 m ²		
		ブドウ棚			
		雨よけハウス			
		スピードスプレーヤー	500L		
		乗用草刈機			
		トラクター	21ps		
		軽トラック			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 				

別紙3（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又一般社団法人若しくは一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事業

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙4（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、桐生市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定す</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	る。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。		
--	--	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は、農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

議 案 説 明

議案第 80 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤強化促進法に基づき策定された群馬県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されたことに伴い、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を同方針に即し変更するものです。